

2025 年 11 月 25 日

各 位

会社名 シチズン時計株式会社
代表者名 代表取締役社長 大治 良高
(コード番号:7762 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 広報 IR 室担当 小林 啓一
(TEL 042-468-4934)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 25 日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2025 年 12 月 15 日
(2) 処分株式数	当社普通株式 449,126 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,240 円
(4) 処分価額の総額	556,916,240 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役及び執行役員（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下、総称して「当社取締役等」といいます。）を対象に、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、役員向け業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の継続及び一部改定を決議いたしました。また、当社の主要グループ子会社（以下「対象子会社」といいます。）の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下「子会社取締役」といい、当社取締役等と子会社取締役を総称して「対象取締役等」といいます。なお、子会社取締役については、当該子会社の取締役会で対象者を定めることとします。）についても本制度の対象に追加いたします。

本制度では、役員報酬 B I P（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みを採用しております。役員報酬 B I P 信託の概要については、2025 年 5 月 29 日付で公表いたしました「役員向け業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本制度の継続及び一部改定に伴い、当社が三菱 U F J 信託銀行株式会社との間で締結している役員報酬 B I P 信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀

行株式会社（役員報酬B I P信託口）に対して、第三者割当による自己株式の処分を行うものです。処分数量につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に対象取締役等に対象と見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数 246,000,000 株に対し 0.18%（小数点第 3 位を四捨五入、2025 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 2,437,340 個に対する割合 0.18%（小数点第 3 位を四捨五入））と小規模なものです。

本信託契約の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	対象取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	対象取締役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	専門実務家であって当社と利害関係のない第三者
信託契約日	2018 年 9 月 3 日
信託の期間	2018 年 9 月 3 日～2025 年 8 月末日 （2025 年 8 月の信託契約の変更により、2028 年 8 月まで延長）
制度開始日	2018 年 9 月 3 日
議決権行使	行使しないものとします。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日（2025 年 11 月 21 日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値である 1,240 円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会（3 名にて構成。うち 2 名は監査等委員である社外取締役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分に係る株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

(ご参考)

2025 年 5 月 29 日付で公表いたしました「役員向け業績連動型株式報酬制度の継続及びに一部改定に関するお知らせ」の内容について、対象子会社における子会社取締役の追加に伴い、一部変更することといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、いずれも当社取締役等の分に変更はなく、2025 年 6 月 25 日開催の第 140 期定時株主総会にて承認可決された内容を変更するものではございません。

変更の内容（変更部分に下線を付しております。）

【変更前】

- ・対象期間内に本信託に拠出する信託金の上限額

210 百万円（うち、当社取締役等の分 180 百万円）に対象期間の事業年度数を乗じた金額（当初の対象期間については 3 事業年度を対象として 630 百万円（うち、当社取締役等の分 540 百万円））

- ・対象取締役等に対して付与するポイントの総数の上限

230,000 ポイント（うち当社取締役等の分 200,000 ポイント）に対象期間の事業年度数を乗じたポイント（当初の対象期間については 3 事業年度を対象として 690,000 ポイント（うち、当社取締役等の分 600,000 ポイント））

【変更後】

- ・対象期間内に本信託に拠出する信託金の上限額

235 百万円（うち、当社取締役等の分 180 百万円）に対象期間の事業年度数を乗じた金額（当初の対象期間については 3 事業年度を対象として 705 百万円（うち、当社取締役等の分 540 百万円））

- ・対象取締役等に対して付与するポイントの総数の上限

255,000 ポイント（うち当社取締役等の分 200,000 ポイント）に対象期間の事業年度数を乗じたポイント（当初の対象期間については 3 事業年度を対象として 765,000 ポイント（うち、当社取締役等の分 600,000 ポイント））

以 上